

第17条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。

- 2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物を入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(再寄託)

第18条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

(混合保管)

第19条 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

- 2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に対し、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者又は証券所持人の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

- 3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)

第20条 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

- 2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

- 3 第1項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

(寄託価額の変更)

第21条 寄託者又は証券所持人は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

- 2 当社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至つたときは、寄託者又は証券所持人と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

(保管不適貨物の処置)